

(2021.4)

横浜市メディカルショートステイ事業 を利用される方へ

在宅で療養する重症心身障害児・者等の方が、保護者（介護者）または家族の病気や冠婚葬祭などの事情により、在宅での療養が困難になった場合に、一時的に協力医療機関に入院できる制度です。

ただし、重症心身障害児・者施設などが実施している短期入所等の障害福祉サービスが利用できない場合に限りです。

1 対象者は、次の（１）（２）（３）のすべてを満たしている方です。

- （１）横浜市内に住所を有する方
- （２）重症心身障害児・者の方又は高度な医療的ケア児・者
- （３）常時医学的管理を要する方

「高度な医療的ケア児・者」とは
在宅人工呼吸器の使用・中心静脈栄養法・慢性維持透析・複数の医療的なケア（洗腸と血糖測定の結果で栄養内容の変更が必要等）を行っている等医師がいないと医療的ケアが困難な状態にある方です。

「常時医学的管理を要する」とは
身体の状態は安定しているが、各種の医療機器を装着していたり、頻回な吸引が必要であったりするなど、医療ケアが常時必要な状態にある方です。

具体的には、☆人工呼吸器を装着している

☆気管切開を行っている

☆経管栄養を行っている

などの状態にある方です。

2 在宅療養が一時的に困難になった場合に利用できます。

次の事由等により、重症心身障害児・者の在宅での療養が一時的に困難になった場合に利用できます。なお、利用できる期間は１回につき原則として７日間以内です。

- （１）保護者（介護者）又は家族の疾病、けが
- （２）冠婚葬祭
- （３）保護者（介護者）の休養
- （４）きょうだい児の行事 など

3 入院費用について

入院先の病院の物品を使用された場合など、保険外の費用負担（実費相当）をお支払いいただくことがあります。

4 入院先の指定はできません。

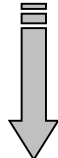
利用者本人の必要な医学的管理や他の利用者の状況により、各病院と調整するため、利用病院の指定はできません。

※申請者居住地からのアクセスや主治医病院等を考慮し、可能な限り配慮しながら調整を行います。

5 申込方法 ～利用相談から利用登録、利用申込まで～

利用には登録が必要です。

【1】 登録の相談・説明 : 各区福祉保健センター

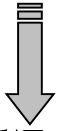


急に利用したい場合に備えて、利用者の身体の状態や日常生活の様子などを事前に登録をしていただいています。1年毎の更新をお願いしています。

《申請書類》

・利用登録申請書（第1号様式） ・患者情報連絡票（第2号様式）

【2】 登録 : 登録の結果はこども青少年局障害児福祉保健課から通知します。



【3】 利用申込 : 各区福祉保健センター

利用したい事情が発生したら、なるべく早くご相談ください。協力医療機関との連絡・調整は横浜市が行い、結果をお知らせします。

《申請書類》

・利用申込書（第6号様式） ・患者情報連絡票（第2号様式）

【4】 入院 : 指定された時間に病院においでください。

!! ご注意 !!

○ メディカルショートステイは、他の障害福祉サービス等が利用できる場合には利用できません。

○ 協力医療機関に空いているベッドがない場合など、ご利用できないことがあります。

○ 入院は平日のみです。退院日についてはご相談ください。

○ メディカルショートステイ利用中は検査や治療は原則行いません。（利用先の医師の判断により検査等を行う場合があります。）

○ 利用先の病院での医療や看護体制により、利用中のケアの方法が自宅のケアとは異なることがあります。

提出された「患者情報連絡票」などの情報は、生活情報の確認のために参考とさせていただきますが、ご希望に添えないこともありますので、あらかじめご了承ください。

○ 病状悪化等により治療が必要になった場合は、メディカルショートステイの利用は終了となり、主治医と連絡のうえ転院をお願いすることがあります。また、利用先の病院で治療を行う場合もあります。

○ メディカルショートステイの利用登録・利用申込にあたっては、事前に主治医とご相談ください。また、小児科病棟への入院となりますので、必要な予防接種についても、主治医とご相談のうえ、可能な限り接種を済ませてくださるようお願いいたします。

○ 利用期間中に使用する日常生活用品（着替え・タオル等）や、療養介護用品（内服薬・外用薬・栄養剤・カニユーレ・チューブ等）は基本的に利用者本人がお持ちください。

また、入院時の持ち物については利用する病院ごとに異なります。ご利用の都度、区役所よりご案内いたしますが、いずれの病院においても、内服薬・栄養剤については、3日間分程度多めにお持ちください。